

審査結果概要書

平成 24 年 7 月 6 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	バイオマスボイラー導入等による士別市市有施設における省エネルギー事業
排出削減事業者名	士別市
排出削減共同実施事業者名	株式会社イースクエア
その他関連事業者名	
事業実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ○朝日地域交流施設「和が舎（わがや）」 （北海道士別市朝日町中央 4039 番地） ○士別中学校 （北海道士別市東 6 条北 9 丁目） ○士別南中学校 （北海道士別市東 4 条 17 丁目） ○士別市特別養護老人ホーム「士別コスモス苑」 （北海道士別市東 9 条 2 丁目 2 番地） ○あさひサンライズホール （北海道士別市朝日町中央 4038 番地）
事業の概要	本事業は、市有施設への木質バイオマスボイラー（チップボイラー）、太陽光設備の導入により、二酸化炭素排出量の削減を図るものである。
排出削減量の計画	<p><限界電源炭素排出係数使用> 【限界電源炭素排出係数使用の場合】 2010 年度：11 tCO₂/年 2011 年度：52 tCO₂/年 2012 年度：51 tCO₂/年 （事業実施期間合計 114 tCO₂）</p> <p>【全電源炭素排出係数の場合（参考値）】 2010 年度：7 tCO₂/年</p>

	2011-2012 年度：51 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 109 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2010 年 4 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001-A ボイラーの新設 008 太陽光発電設備の導入

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、2012 年 6 月 28 日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：朝日地域交流施設「和が舎（わがや）」、他 4 箇所 (北海道士別市朝日町中央 4039 番地、他 4 箇所)
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO₂ 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 投資回収年数</p> <p>排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により、「和が舎（わがや）」が投資回収不能、士別中学校が 75.5 年、士別南中学校が 75.9 年、士別コスモス苑が 138.8 年、あさひサンライズホールが 137.3 年、全体では投資回収不能であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については設備投資額から補助金を差し引いた純投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>士別市では H20 年度に新エネルギービジョンを策定し、その中で、森林系木質バイオマスエネルギープロジェクトと太陽光発電利用プロジェクトを掲げている。その背景により、市内公共施設で初となる太陽光発電の導入が決定され、またバイオマスボイラーを新たに新築された宿泊施設に導入されている。当市では、H21 年度より住宅用太陽光発電</p>

	<p>システムモニター助成事業及び木質バイオマス燃料ストーブ導入モニター助成事業を行っており、市民への効果の見える化と環境アピールの目的で、本制度を活用することが最終的に意思決定されたことを、質問により確認している。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001-A, 008 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>【001-A：ボイラーの新設】</p> <p>適用条件 1 については、ボイラーを新設していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業で新設するボイラーはバイオマスボイラーであることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、バイオマスボイラーを新設した事業者は、新設後のボイラーで生産した温水を自家消費しており、他への供給はないことを確認している。</p> <p>【008：太陽光発電設備の導入】</p> <p>適用条件 1 については、太陽光発電設備を導入していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、太陽光発電システムで発電した電力が系統からの購入電力を代替することを現地確認及び関係資料により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、太陽光発電システムで発電した電力は自家消費しており、他への供給はないことを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p> <p>4) 本事業に使用するバイオマス燃料の輸送等に係るリーケージ排出量については、本削減事業の排出削減量の 5% 未満であることを、排出削減事業者への質問及び燃料供給事業者の情報等から確認している。</p>

4. 特記事項

バイオマスは、士別市と隣接する下川町の林地残材であり、未利用材を使用していることを確認している。